

－ 審査事務規程の一部改正について（第25次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年10月15日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第176回及び第177回会合関係]

- 座席ベルト等に関し、「座席ベルトに係る協定規則（第16号）」の改正に伴い、同規則第8改訂版を適用することとします。[6-41、7-41]

対象車：令和2年9月1日以降の新型車

令和4年9月1日以降の継続生産車

- 座席の取付け装置に関し、「座席、座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る協定規則（第17号）」の改正に伴い、同規則第9改訂版を適用することとします。[7-39]

対象車：令和2年9月1日以降の新型車

令和4年9月1日以降の継続生産車

- 灯火等に適用される協定規則が、新たに採択された3法規に統合されることに伴い、6-62～6-96、7-62～7-64において規定する協定規則について、「信号灯火の統一規則に係る協定規則（第148号）」、「照射灯火の統一規則に係る協定規則（第149号）」又は「反射器の統一規則に係る協定規則（第150号）」を適用することとします。[6-62～96、7-62～64]

- 車両総重量が8tを超える貨物自動車等に側方衝突警報装置を備えなければならないこととします。[6-98の4、7-98の4、8-98の4]

対象車：令和4年5月1日以降の新型車

令和6年5月1日以降の継続生産車

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347